

管理運営施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月1日

(一部改訂) 令和2年6月17日

(一部改訂) 令和2年8月17日

(一部改訂) 令和2年9月19日

(一部改訂) 令和2年12月1日

(一部改訂) 令和3年10月1日

(一部改訂) 令和4年7月1日

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団

1. はじめに

このガイドラインは、公益財団法人江東区文化コミュニティ財団が指定管理者として管理運営する13施設の施設貸出・事業運営にあたって作成したものです。内容については、国、東京都及び江東区の方針に基づき、感染拡大予防のための基本的事項や留意点をまとめたものです。

各施設においては、このガイドラインを踏まえて、感染拡大予防に最大限努めることとします。

なお、このガイドラインの内容は、今後の感染拡大の動向や国、東京都及び江東区の方針変更等に伴って適宜改訂することとします。

2. 感染拡大防止のための基本的な考え方

施設貸出にあたっては、安全・安心してご利用いただけるよう、公益財団法人江東区文化コミュニティ財団職員（以下、「施設管理者」という。）、清掃及び管理業務等契約の相手方従事者（以下、「業務従事者」という。）、施設利用者等がお互いに理解・協力しながら、感染拡大防止に努める必要があります。

施設管理者としては、国、東京都及び江東区の方針に従って運営を行い、感染拡大防止対策が十分に講じられていない場合には利用内容の見直しを求め、それでも不十分な場合には利用をお断りする場合があります。

施設管理者としては、感染拡大を防止する、クラスターを発生させないということを念頭に、3つの「密」を避け、感染を拡大させるリスクを回避する施設貸出と事業を実施します。

※ 施設利用者等とは、無料（ロビー等）・有料（会議室等）施設利用者及び事業参加者を指します。

（１）３つの「密」を徹底的に避ける対策

以下の３点を避ける対策を講じます。

- ・密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ・密集場所（多くの人々が密集している）
- ・密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

（２）接触感染のリスクの抑制

施設利用者等が触れる頻度の高い箇所、物を定期的に消毒します。

※ 主な消毒ポイント

テーブル、椅子の背もたれ上部・肘掛け、ドアノブ、電灯のスイッチ、内線電話、蛇口、エレベーターのボタン、階段の手摺り、窓口ボールペン、キャッシュトレイ、ホワイトボードマーカー

（３）飛沫感染のリスクの抑制

飛沫感染が起こらないように以下のとおり、実施及び周知します。

- ・施設利用者のマスク着用。
- ・館内入口等の開放。
- ・各部屋の窓開け。
- ・施設利用者等同士の距離をできるだけ空ける。
- ・大声での話や向かい合わせの対話をできるだけ避ける。
- ・他者との接触をできるだけ避ける。

※ 客席が固定されているホールにおける感染防止策としては、利用人数の上限設定に応じて、1席空けての着席等の座席レイアウト設定をお願いする場合があります。

3. 新型コロナウイルス感染症対応の具体的な対応方針

- (1) 入館時は、手指の消毒、検温をお願いします。発熱等の症状がある場合にはご利用を控えていただくようお願いします。
- (2) 館内ではマスクの着用をお願いします。
- (3) 各施設の定員を利用人数の上限とします。ただし、歌唱等を行う、楽器演奏を行うなどでマスクを外して活動する場合には、その人同士の距離を十分に確保するなどより一層の感染対策をお願いします。また、観客が大声を出すような、ホール等でのイベントについては定員の半数以下でご利用いただきます。
- (4) 人と人との距離は接触しない程度の距離を確保していただきます。接触せざるを得ない利用の場合にはより一層の感染対策をお願いします。
- (5) 利用中はこまめに換気をお願いします。
- (6) 飲食については、対面、会話、食器の共用や大皿での提供を避け、できる限り短い時間で済ませていただきます。
- (7) 施設利用開始時間及び終了時には、窓口または利用施設内に設置の内線電話で利用開始及び終了をお知らせいただきます。

4. 施設貸出にあたって特に留意すべき事項

施設管理者として、次のとおり必要な対策を講じます。

(1) 施設予約受付時の対応

施設管理者は、施設の予約受付に際し、感染拡大防止のために利用者に守っていただく事項（本ガイドライン及び施設利用にあたってのお願い）を明確にした上で、貸出を行います。本ガイドライン及び施設利用にあたってのお願いの項目を守っていただけない場合には、他の利用者の安全を確保するなどの観点から、施設予約をお断りする場合があります。また、施設利用承認後であっても利用の取消しを行う場合があります。さらに、施設を利用したイベント等の場合には、主催者に感染リスクへの対応状況を確認し、感染リスクへの対応が整わない場合には、利用承認をしないといった措置を講じる場合があります。

<参照資料> ・施設利用にあたってのお願い

(2) 施設利用者等に守っていただく事項の周知

施設利用者等に守っていただく事項は次のとおりです。

- ① 次にあげる事項に該当する方には、施設の利用・来場を見合わせていただきます。
 - ア 新型コロナウイルス感染症にり患、濃厚接触者に特定、海外からの入国などにより、自宅待機期間内の方。
 - イ 発熱、咳、咽頭痛、味覚・臭覚障害等の症状があり、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いのある方。
- ② 入館時に手指の消毒をしていただきます。
- ③ トイレ等の共用設備を使用した場合などは、適宜、手指消毒をしていただきます。
- ④ 施設利用・来場にあたっては、原則として、マスクを着用していただきます。ただし、感染リスクが高いものを除き、適切な感染予防措置を講じていただいた場合で、かつ、次のいずれかに該当する場合にはマスクを着用せずにご利用いただくことができます。
 - ア 舞台表現上困難な場合
 - ※ 詳細は、別紙「ホール等における舞台上の感染防止対策について」を参照。
 - イ 活動内容が著しく妨げられる場合
 - ウ 健康を害するおそれがある場合
 - エ 音楽スタジオ等において、個人で楽器演奏をする場合
- ⑤ 施設利用にあたっては、窓又は扉を開けてこまめな換気を行っていただきます。音漏れ等で、こまめに開けられない施設の場合には、休憩時間などに換気を行っていただきます。
- ⑥ 利用者同士の間隔は、人と人とが接触しない程度とさせていただきます。また、呼気が激しくなるような運動の場合にはできるだけ距離を空けていただきます。接触するような活動はできるだけ避けてください。
- ⑦ 室内での近距離の会話、向かい合っでの対話、大きな声を出すような利用はできるだけ避けていただきます。
- ⑧ 利用された方の中で新型コロナウイルス感染症を発症した場合には、その方の情報を保健所等の公的機関に提供していただく場合があります。

(3) 当日の利用受付時の対応

施設管理者として、感染拡大防止のために施設利用者等にお願いしたいことをまとめた「施設利用にあたってのお願い」を確認していただきます。

(4) 施設管理者・業務従事者が行う感染予防対策

① 施設管理者・業務従事者本人の感染予防対策

ア 新型コロナワクチン接種を推奨します。

イ 出勤前、帰宅後、自宅で検温をします。

発熱、咳、咽頭痛等の症状があり、新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがある場合には、自宅待機とします。

ウ 出勤、勤務時間中、退勤時はマスクを着用します。

エ 出勤時は手指消毒、検温、自席備品の消毒をします。

オ 食事の際は、黙食をします。

② 施設貸出及び受付における感染予防対策

ア 施設利用後は清掃及び消毒（椅子、机、ドアノブ等）、換気をします。

イ 毎朝、開館時間前までに、施設内外における不特定多数が触れる箇所の消毒及び十分な換気を行います。

ウ 集会室等に貸し出す器具については、常に清潔な状態を保ち、定期的に消毒の上で貸出を行います。利用頻度が高い器具は、十分注意して貸し出します。

エ 早貸・延長は、清掃・消毒時間の確保が必要なことから当面の間、実施しません。開始する場合には、窓口での掲示やホームページでお知らせします。

オ 窓口において、アクリル板や透明ビニールカーテンにより来館者との間を遮へいします。

カ 窓口のボールペンやキャッシュトレイ等は、使用後に消毒します。

キ 授乳室は使用後に消毒します。

ク 窓口に行列ができることを想定して、できるだけ間隔を空けて整列していただくようにします。そのための目印を床に貼付します。

ケ 利用者が密な状態になるおそれがある場合には、入場制限等を行います。

コ 利用者に守っていただく事項については、施設内の適切な場所に掲示するとともに、それらが守られているかどうかを定期的に確認します。

サ 利用者端末、自動販売機、貸出用のロッカー等についても感染拡大防止のために、随時、または定期的な清掃と消毒を行います。

5. 施設の種別ごとに講じるべき具体的な対策（館内全般）

（1）館内全般

- ① 清掃又は消毒、換気を徹底的に実施します。
- ② 入口、入場口等に行列が生じる可能性がある場合、できるだけ間隔を空けた整列を促すなど、人が密集しないようにします。
- ③ 物品等、手が触れる箇所を最低限にするよう工夫し、必要のない物品は撤去します。

（2）入口・玄関

- ① 手指消毒液を設置します。
- ② 咳エチケットや3つの「密」の防止等の表示を掲出します。
- ③ 天候等の条件を勘案しながら、開放状態にします。

（3）トイレ・手洗い場所・洗面所

定期的に清掃・消毒を行い、利用者に向けて手洗いの実施や間隔を空けて利用するなどの掲示をします。

（4）階段、エレベーター、昇降機

- ① 手摺り、ボタンは高頻度接触部位なので定期的に清掃又は消毒します。
- ② 混雑が予想されるエレベーターについては、できるだけ少ない人数で利用していただくよう表示します。

（5）ロビー、休憩スペース、談話スペース等の共用スペース

- ① マスク着用の掲示をします。
- ② 対面での会話や飲食を回避するよう促します。
- ③ 咳エチケットや3つの「密」防止等の表示を掲出します。

- ④ 利用にあたっては、利用者同士が接触しない程度の距離を確保していただくよう表示をします。
- ⑤ 長居することなく、1回の利用時間を短くしていただくよう表示をします。
- ⑥ 随時、換気をします。
- ⑦ テーブル、椅子等の物品を定期的に消毒します。

(6) 喫煙室・喫煙スペース

現段階では提供しません。

※ 受動喫煙防止法等、法令を踏まえた対応を前提とします。

6. 施設の種別ごとに講じるべき具体的な対策（貸出施設等）

次に掲げる施設等のうち、有料貸出施設については、開館時間前には必ず清掃します。

午前から午後、午後から夜間への入れ替え時間においても同様とします。また、その他の時間については定期的に清掃します。

ここに記載のない事項であっても必要であると判断した場合には、清掃・消毒等を適宜実施します。

(1) ホール、大ホール、小ホール、小劇場

感染予防の対策を講じるのは、その公演や発表会、練習等（以下、「公演等」という。）を行う施設利用の代表者（以下、「公演等主催者」という。）の責務です。その上で、公演等主催者、当該公演の出演者やスタッフ（以下、「公演等関係者」という。）及び当該公演等のために来場する施設利用者（以下、「公演等来場者」という。）、そして施設管理者は感染拡大を防止するため、次のとおり最大限の対策を講じます。

① 公演前の対策・確認事項

- ア 公演を企画するにあたって、密集を回避する対策や密な状況を発生させないような工夫をしていただきます。（公演等主催者、公演等関係者）
 - ・ 開場時間や休憩時間に余裕をもたせる。
 - ・ 入場時のチケット確認（もぎり）を簡略化する。

- ・ 入場待機列を整えるための人員を配置する。
- ・ 日時や座席の指定予約により人数調整を行う。
- ・ 公演等来場者が多数になることが見込まれる場合には、実施の可否及び実施する際の感染予防対策を検討する。
- ・ 高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる場合には、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重に対策を検討する。
- ・ 公演等主催者は、公演等関係者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。

イ 公演等関係者に向けて事前に確認する事項（公演等主催者）

- ・ 本ガイドライン及び本ガイドラインを踏まえた現場の対応方針を、公演等関係者全員に周知していただきます。

ウ 公演等来場者に向けて事前に確認する事項（公演等主催者、公演等関係者）

- ・ 公演等来場者の中から感染者が発生した場合には、必要に応じて保健所等への公的機関へ情報提供していただく場合があります。
- ・ 入場の際、検温、手指消毒を実施していただきます。
- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗いの徹底をしていただきます。
- ・ 客席以外においては、他の来場者との間隔をできるだけ確保していただきます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがある場合には入場できないことを周知していただきます。

② 公演当日における対策・確認事項

ア 公演等来場者の入場時の対応（公演等主催者、公演等関係者）

- ・ 新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがある場合には入場できないことを周知していただきます。
- ・ 券種やエリアごとの時間差入場、開場時間の調整等の工夫をしていただきます。
- ・ 入り待ちはできるだけ控えるように呼び掛けていただきます。
- ・ オペラグラス等の貸出品を持ち込む場合には、十分な消毒を行っていただきます。
- ・ パンフレット、チラシ、アンケート等は、極力手渡しによる配付を避けていただきます。
- ・ プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼び掛けていただきます。
- ・ チケット窓口で混雑が予想される場合には、できるだけ間隔を空けて整列を促すなど、公演等来場者が密集しないような工夫をしていただきます。

イ 会場内における感染防止策（公演等主催者）

- ・ 接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用や会話抑制等、複合的な予防措置に努めていただきます。
- ・ 座席は原則として指定席にするなど、適切な感染予防措置がとれる席配置となるよう努めていただきます。
- ・ 入場者数の制限に応じて、前後左右を空けた席配置、前後左右を空けた席配置と同等の効果を有する措置を講じるなど、感染予防に対応した座席配置に努めて

いただきます。

- ・ 公演中の来場者同士の接触を控えていただくよう周知していただきます。
- ・ 声援は控えるようアナウンス等をしていただきます。来場者をステージに上げる、ハイタッチをするなど、来場者と接触するような演出は行わないようにしていただきます。
- ・ ロビー等で対面での飲食や会話を回避するよう表示により促していただきます。
- ・ ロビー等で公演等の前後及び休憩中、人が滞留しないよう工夫していただきます。
- ・ 公演等の前後及び公演等の休憩時間に、会場の換気をしていただきます。公演等の最中であっても定期的に適切な換気をしていただきます。業務従事者であるホールスタッフが十分な換気がなされていないと判断した場合には指示に従っていただきます。
- ・ 会場の入口に、手指消毒用の消毒液を設置していただきます。また、不足が生じることのないよう定期的に点検していただきます。
- ・ 会場入口で行列が予想される場合には、できるだけ間隔を空けて整列を促すなど、公演等来場者が密集しないような工夫をしていただきます。
- ・ 飲食物の提供は、控えていただきます。

ウ 公演等関係者の感染防止策（公演等主催者）

- ・ 公演等関係者は、公演の運営に必要な最小限度の人数としていただきます。ただし、感染防止対策のために必要な人数は確保していただきます。
- ・ 各自で検温を行い、発熱がある場合には自宅待機としていただきます。発熱の他に、咳、咽頭痛等の症状がある場合にも、自宅待機を促していただきます。
- ・ 舞台表現上困難な場合を除き、マスクを着用していただき、出演者間で十分な間隔をとっていただきます。また、公演前後の手指消毒を徹底していただきます。
- ・ 楽屋等では使い捨ての紙皿やコップを使用していただきます。
- ・ 器材や備品、用具等の取扱者を選定し、不特定多数の共有を制限していただきます。
- ・ 仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めていただきます。
- ・ 稽古や仕込み、撤去等においても十分な感染防止措置を講じていただきます。

エ 感染が疑われる方が発生した場合の対応策（公演等主催者）

- ・ 感染が疑われる方が発生した場合には、速やかに別室への隔離を行っていただきます。
- ・ 対応する公演等関係者は、マスクや手袋の着用を徹底していただきます。
- ・ 速やかに、施設管理者、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けていただきます。

オ 物販（公演等主催者、公演等関係者）

- ・ パンフレット等の物販を行う場合には、できるだけ間隔を空けて整列を促すな

ど、公演等来場者が密集しないような工夫をしていただきます。

- ・ 物販に関わる公演等関係者は、マスクの着用と手指の消毒を徹底していただきます。
- ・ 対面での販売を行う場合には、アクリル板や透明ビニールカーテン等により購入者との間を遮へいしていただきます。
- ・ 多くの公演等来場者が触れるようなサンプル品・見本品はできるだけ取り扱わないようにしていただきます。

カ 公演等来場者の退場時の対応（公演等主催者、公演等関係者）

- ・ 事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やエリアごとの時間差での退場等の工夫をしていただきます。
- ・ 出待ちや面会等はできるだけ控えるよう呼び掛けていただきます。

③ 公演後の対策事項

ア 感染が疑われる方が発生した場合の対応

- ・ 保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報を提供していただく場合があります。

イ 個人情報の保護

- ・ 個人情報保護には十分な対策を講じていただきます。

(2) レクホール等大規模集会施設、中・小規模集会施設、和室

① 窓がない場合や外部への音漏れ等で常時、換気ができない場合にはこまめに休憩をとり、休憩の際に扉を開けて換気をしていただきます。

② 飲食をする場合には、対面、食事中の会話及び食器の共用や大皿での提供を避け、できる限り短い時間で済ませていただきます。

③ 至近距離での会話は行わない、大きな声での発声練習はできるだけ距離を空けていただくなどの対策をしていただきます。

④ 呼気が激しくなるような運動の場合にはできるだけ距離を空けていただきます。

(3) 音楽スタジオ等練習室

窓がない場合や外部への音漏れ等で常時、換気ができない場合にはこまめに休憩をとり、休憩の際に扉を開けて換気をしていただきます。

(4) 調理室

- ① 換気を徹底していただきます。
- ② 調理器具、食器等の消毒を徹底していただきます。
- ③ 飛沫感染のリスクがもともと高い施設であることから施設利用者には、体調管理、マスクの着用、手指の消毒（できるだけ手袋の着用）を徹底していただきます。

(5) 展示スペース

- ① 特定の作品に来場者が集中するおそれがあるときなどは、入場制限等の対策を講じていただきます。
- ② 設営、飾り付け、撤収の際は、展示用器材等の共用による接触感染に留意していただきます。

(6) 印刷室

- ① 利用前には必ず手指消毒をしていただきます。
- ② 密閉された空間とならないよう、窓や扉を常時、開放していただきます。
- ③ 印刷作業が長時間になるような場合にはこまめに休憩をしていただきます。
- ④ 作業等で利用者が密集しないようにしていただきます。

(7) 更衣室

- ① 一度に入室する人数を制限するなど密集するような状況を避けることや会話を制限していただきます。
- ② 換気を徹底していただきます。

(8) ミュージアムショップ

- ① 対面で販売を行う場合には、アクリル板や透明ビニールカーテン等により購入者との間を遮へいします。
- ② サンプル品、見本品をお持ちいただき、それと引き換えに販売します。お持ちいただいたサンプル品、見本品は、受付をした職員が消毒後に戻します。

③ 消毒ができないサンプル品、見本品は、商品名又は番号札等を確認の上、対応します。

(9) その他

- ① マスク着用状況を確認し、着用していない方がいた場合には個別に着用を促していただきます。
- ② 発熱、咳、咽頭痛等の症状がある者の参加・出演・入場を確実に防止する措置を講じていただきます。参加・出演・入場をお断わりした場合の対応についても想定をお願いします。
- ③ 大声（隣席の方とのマスクの着用を前提とした日常会話程度は可）を出す方がいた場合、個別に注意、対応等ができるような体制を整えていただきます。
- ④ 入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）、入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合せ場所等の密集回避、人と人が触れ合わない距離の確保、混雑時の身体的距離を確保した誘導をお願いします。
休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止に努めていただきます。入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場所ではその許容量に応じ、目安の人数上限等を下回る制限を実施するようお願いします。
- ⑤ 演者と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないような措置を講じていただきます。
- ⑥ その他、基本的な感染防止対策を講じていただくほか、感染状況の変化があった場合の柔軟な対応をしていただきます。全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合には、人数上限の見直しを行う場合があります。
- ⑦ イベント等の主催者に対しては、感染拡大の兆候や催物等におけるクラスター発生があった場合、本ガイドラインの遵守状況その他の実態を把握していただくとともに、催物等の無観客化、中止又は延期等も含めて、速やかに必要な協力の要請に応じていただきます。

7. 歴史文化施設3施設の展示室において講じる具体的な対策

(1) 展示室利用にあたっての条件

歴史文化施設3施設の展示室利用者に守っていただく事項は次のとおりです。

- ① 展示室はできるだけ間隔を空けてご覧いただきます。入場する際もできるだけ間隔を空けて整列してお待ちいただきます。
- ② 来館前に検温等による体調確認と来館時のマスク着用をお願いします。
- ③ 来場者の検温を実施します。その際、発熱があった場合には入館を控えていただきます。咳、咽頭痛等の症状がある場合にも入館を控えていただきます。
- ④ エレベーターはできるだけ少ない人数でご利用いただきます。

(2) 展示室における取組

- ① 展示及び展示物については、一部利用を制限します。安全面を考慮し、休止や運用変更を行う場合もあります。
- ② 来場者同士の接触を避けるため、指定された順路でご覧いただきます。
- ③ 各展示室が目安として定めた来場者数を超えた場合には、入場制限を行う場合があります。

<参照資料>

- ・ 施設利用にあたってのお願い

<参考資料>

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
(新型コロナウイルス感染症対策本部)
- ・ 劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
(公益社団法人全国公立文化施設協会)
- ・ 公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
(公益社団法人全国公民館連合会)
- ・ 博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
(公益財団法人日本博物館協会)
- ・ 社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
(スポーツ庁)
- ・ 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限に関わる留意事項等について
(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室)